

經濟論叢

第十八卷 第四號

神戸正雄博士
八十歳祝賀
記念論文集

昭和三十三年十月

京都大學經濟學會

西ドイツの協同組合運動

磯部喜一

一

協同組合運動は、資本主義経済の発展に伴ない不利な立場に追いこまれた階層の人々が、その不利な立場を改善するため、自生的に展開したものである。それだけに、今日となつても、例えばデンマークのように、その運動を放任している国もないが、たいていの国はその準備すべき立法措置を構じている。ドイツとても、そうである。この国では、前世紀の前半において、すでに自生的な協同組合運動がかなり活潑であつた。そして最初の立法は、一八六七年のプロシヤの「営利および経済協同組合の私法上の地位に関する法律」(Gesetz betreffend die privatrechtliche Stellung der Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften)であつた。本法では、その組合員の信用・収益または経済を共同事業の経営によつて促進することを目的とする、組合員数を制限しない申合せ組合を協同組合とした。協同組合は協同組合登記簿に登記することによつて、法律上の権利能力を取得する。この法律は、一八六八年に北ドイツ連邦法となり、さらに一八七一年にはヴェルテムベルグ・バーデンおよび南ヘッセンでも施行せられ、一八七三年にはバイヤンでも施行された。

協同組合法がドイツ国全体 (Reich) に施行されたのは、一八八九年五月一日である (Reichsgesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften)。この法律では、下記の三点が注目される。一、協同組合の種類が無責任制・保証責任制および有限責任制の三つとなったこと。二、監査が強制されたこと。三、全国協同組合連合会 (Zentralgenossenschaften) の結成が許可されたこと。一八九六年に一部改正が行われ、消費組合の経営に関する制限規定が追加せられ、消費組合および信用協同組合とアウトサイダーとの取引が禁止され、設立基金 (Stiftungsfonds) の設置が許された。さらに、一八九八年五月二十日には、右の協同組合法が新たに整備された。その後、数度にわたり一部改正が行われているが、ドイツ国 (今日では西ドイツ) の協同組合運動が準備される協同組合法は、一八八九年法が基幹であるといっても過言でない。

わが国の協同組合法に比較して、ドイツの協同組合法については、われわれは、下記の二点に気付かずにはおれない。第一、協同組合運動は、組合の構成員の如何によって、また組合事業の相異によって、種々のすがたをとり得るが、それにもかかわらず、単一の協同組合法がこれを規制していることである。わが国では、明治以来、全く反対であった。過去はさておき、現行法をみると、農業協同組合法・水産業協同組合法・森林法 (森林組合を規定する)・中小企業等協同組合法・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律・塩業組合法・小型船海運組合法・環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律・信用金庫法・労働金庫法・消費生活協同組合法等、実に多い。それぞれにながしかの特色があるため、各々別個に規定することの方が便宜であるといわれなくてもないが、わが国の官庁において特に顕著なセクショナリズムが決定的要因であることは、疑い得ないところである。ドイツの官庁も、セクショナリズムが強いと聞く。しかし協同組合法は、上記のように単一である。

第二、ドイツにおいても、機に臨んで一部改正が行われたことは、上述のとおり明らかである。それにもかかわらず、一八八九年法が今日においても基幹である。わが国では、どうであらうか。ここでは、中小企業関係の分を例示しよう。明治十七年（一八八四年）の同業組合準則を始めとして、重要輸出品同業組合法（明治三十年）が重要物産同業組合法（三十三年）に改まった外、産業組合法（三十三年）・酒造組合法（三十八年）・重要輸出品工業組合法（大正十四年、一九二五年、後に工業組合法（昭和六年、一九三一年と改まる）・輸出組合法（大正十四年、後に貿易組合法（昭和十三年）と改まる）・蚕絲業組合法（昭和六年）・商業組合法（七年）・海運組合法（十四年）・造船組合法（同上）・自動車運送事業組合法（同上）等が、陸統施行された。以上の法律が、施行後幾度も一部改正されていることは、改めて述べるまでもない。

戦争経済に入るや、上述の組合制度の一部を改廃するために、重要産業団体令（十六年）が施行せられ、後者の規定する統制組合を拡充する必要上、十八年には商工組合法が出現し、また、市街地信用組合法も現われた。戦後、以上の組合制度の大半が御破産となり、まず昭和二十二年、商工協同組合法が施行されたが、二十四年には中小企業協同組合法がこれに代った。後者からその後分離独立したのが、信用金庫法（二十六年）・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（二十八年）・塩業組合法（同上）である。最近には、小型船海運組合法や環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（三十二年）が加わった。なお、中小企業等協同組合法は、施行後八年間に九回、一部改正が行われた。これを要するに、ドイツを凌駕して、わが国官庁の法律いじりは、世界に冠たるものであろう。さて、ドイツの現行協同組合法によると、協同組合は共同事業の経営によって、その組合員の収益または経済を促進することを目的とする組合で、その組合員数は制限することを許されない。そしてその営む事業によって、協

同組合は七となる。一、貸付信用組合 二、原料組合 三、販売組合 四、生産組合 五、消費組合 六、利用組合および 七、住宅建築組合（一条）。

協同組合は、無限責任制または有限責任制である（二条）。わが国の現行法では、後者のみ。

協同組合は、商法上の商人（Kaufleute）である（一七条二項）。わが国ではこうした概括的規定はないが、中小企業等協同組合法では、多くの商法の規定が準用されている。

組合員の数は、少くとも七名でなくてはならない（四条）。わが国では、信用協同組合について三百名以上の組合員を要求する以外、法は最少組合員数を規定しない。

協同組合は、一つの理事会（Vorstand）と一つの監事会（Aufsichtsrat）をもたなければならない。それぞれの構成員は、組合員であることを必要とする（九条）。そして定款に別段の規定がないかぎり、理事は二名、監事は三名で、いずれも総会で選挙される（二四・三六条）。監事会は、理事会の業務執行を監視し、組合事務の運営について理事会に報告する。また、組合の文書を閲覧し、組合所持の現金在高、有価証券・受取手形および商品の現在高を調査する権限をもつ。監事会は、年度決算・貸借対照表および損益処分案を検討し、以上に関し、総会に対し、理事によって貸借対照表の承認が求められるに先立ち、監査報告を提出しなければならない。監事会には総会召集権がある。監事は、その職務執行を他の人々に委譲することはできない（三八条）。わが国では理事会はあるが、監事会はなく、監事が個々にその職務を遂行する。定数は、理事三名以上、監事一名以上である。いずれも総会における選挙で選出されるが、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって決定することができる。また、員外理事の選挙が、理事定数の三分の一以内をかぎり認められる。監事の権限は、会計の帳簿および書類を閲覧し

または謄写をなし、理事に対し会計に関する報告を求めること、および組合の業務ないし財産の状況を調査することである。彼我を対照すると、ドイツの方が監事の職責を重視していると思われる。

わが国では、払込済出資金に対する剰餘金配当については、年一割を超えてはならないが、ドイツ法ではこうした制限が見られない。

ドイツ法は、隔年に一回、大組合については毎年一回、部外からの監査を強制する。この部外監査権をもっている監査連盟 (Prüfungsverband) には、協同組合は加入しななければならない (五三条ないし六四〇条)。わが国では、部外監査は、中央会が行い得る事業になつてゐる。そして農業協同組合法では、農業協同組合監査士による監査とし、法はやや詳細な規定を定めてゐるだけに、部外監査はまがりなりにもせよ実行されてゐるようである。しかし中小企業等協同組合については、實際上実施されてゐない。

組合への加入またはこれからの脱退が自由であることは、協同組合の特色である。しかし実際には、組合運営の円滑を考慮して、若干の制限のあるのが普通である。ドイツ法では、事業年度の終りに脱退することになつてゐる (六五条二項)。この点は、わが国と同じである。相異なるのは、脱退通知が三ヵ月以前に文書で行われることが必要な点である。この脱退予告期間は、定款に定めることによつて、二年前まで延長することが可能である。さらに、その組合がたった一つ (ausschliesslich) であるか、または登記済組合中有力で (überwiegend) ある場合には、定款は予告期間を五年まで延長できる (六五条二項)。なお、組合員資格として特定地区内に住所をもつことを定款が規定しているとき、その地区内の住所を失つた組合員は、右の脱退予告期間の如何を問はず、事業年度の終りに、官庁の証明書を添付してその脱退を文書で意思表示すればよい (六七条)。わが国では、自由脱退は、九十日前まで

に予告し、事業年度の終りにおいて行われる。右の予告期間は、一年まで定款で延長できぬ。

- (1) 中核的組合 (Zentralgenossenschaften) を指す (cf. K. Schmidt, Die Genossenschaft, 1949, S. 93, 94.)

二

第十九世紀前半から、ドイツでは、産業革命が急激に伸展した。そして産業資本主義社会の形成は、やがて営業自由制 (System der Gewerbefreiheit) の確立を推進した。このため、深刻な打撃を受けたのが多数の小自営工業生産者であるが、かれらが手工業を営んでいたことはいうまでもなく、工場制工業ないし大経営の競争に直面したのである。ここにおいて、期せずして起ったのが、『手工業を守れ』 („Schutz dem Handwerk!“) の叫びであった。手工業者の窮乏は、さらにナポレオンの侵略による被害によって加重されていた。ドイツ都市協同組合の指導者として有名であるシュルツェーデーリッテ (Hermann Schütze-Delitzsch, 1808-1883) は、夙に手工業の救済に関心を懐いていた。

- (1) K. Schmidt, op. cit., S. 2.

シュルツェーデーリッテは、一八四九年、デーリッテに疾病死亡金庫 (Kranken- und Särbekasse) と指物師および靴屋の原料購入組合を設立した。そのいずれにおいても、自助と連帯責任制 (Solidarhaftung) が基礎となっていた。原料の共同購入は、いうまでもなく、そうでない場合よりもより安価に、より良質の原料を入手することに寄与し、力と資金の節約を招来した。ここで重要な補充作用を果すが、信用組合である。シュルツェーデーリッテは、翌一九五〇年、貸付組合 (Vorschussverein) をデーリッテに設立したし、また、かれの指

導の下、ベルンハルディ (Dr. Bernhardt) は、アイレムブルグにこれを設立した。爾來、信用組合は他の多くの町々に設立せられ、一八五八年には、最初のザクセン貸付信用組合州連合会 (Provinzialverband Sächsischer Vorschuss- und Kreditvereine) がケムニッツ町 (Chemnitz) に設立されるに至った。

他方、当時における農民の窮乏は、手工業者のそれに劣りはしなかった。周知のように、農民は、農業生産の性格から、自然経済から貨幣経済への転換期には、特に資金の調達に困難を感じる。産業革命の農業への浸透は、農業を集約化するため、進歩した農機具・改良された牧畜・濃厚飼料ないし人造肥料等の使用を不可避ならしめたが、当時のドイツ農民は、こうしたものを購入する資金に乏しかった。この結果は、高利貸からの借入となり、あるいは商人からの掛買となった。農民は高利負担に悩み、コスト高製品安 (商人による搾取) に意気沮喪するの外なき状態に陥らざるを得なかった。ここにおいて、当時、多くの農村には、農民の窮乏を救済する慈善団体が設立されたものである。

ライプマイゼン (Friedrich Wilhelm Raiffeisen, 1818-1888) も、当初には農民救済のため私財を投じ、また、村の有力者富豪に資金を仰いで、種々の事業を行っている。例えば、ヴァイヤブッシュ (Weyerbusch) に消費組合 (一八四六年) を、フラーメースフェルト (Flammerfeld) に「貧農維持救済組合」(, Flammerfelder Hilfsverein zur Unterstützung unbemittelter Landwirthe) (一八四九年) を、さらに、ノイヴィード在に「ヘデスドルフ慈善組合」(, Hedesdorfer Wohltätigkeitsverein) (一八五四年) を設立している。こうした慈善団体による事業においては、資金の調達に安定性がなく、その欠乏から事業休止のやむなきに至ることがしばしばである。かくて、ライプマイゼンも、『自助』組織に到達せざるを得なかったのである。そしてこれが始めて設立した協同組合

は、一八六二年、アムンハッゼン教区 (Kirchspiel Anhausen) に対する貯蓄貸付金庫組合 (Spar- und Darlehns-Kassen-Verein) である。この組合の基礎となつてゐる点は、一、連帯責任制 二、組合地区を狭く限定すること 三、加入のための出資醸出の否認 四、剰餘金を分配しないこと 五、設立基金の調達 六、名譽職員による管理である。組合の主要任務は、信用創造と商人高利擧 (Warenwucher) に対する闘争とであつた。ついで一八六四年には、前記のヘデスドルフ慈善組合を解散し、「ヘデスドルフ貸付金庫組合」 („Heddesdorfer Darlehnskassen-Verein“) を設立してゐる。

ドイツにおける消費組合運動は、信月組合運動ほどには活潑でなかつたといわれる。それでも一八四五年には、ケムニッツ町に貯蓄消費組合「鼓舞」(Spar- und Konsumverein „Ermutterung“) が設立されてゐるし、一八四七年には、例のシュルツェが、デーリッツェ町に、困窮者のため、生活必需品を安価に調達するための組合を設立してゐる。これらは餘りにも微々たるものであつたらしい。そして本格的な消費組合は、一八五〇年ないし五二年に、シュルツェがデーリッツェおよびアイレムブルグの両町に改めて設立したのもつて初めとする。このとき、かれはフーバー (Viktor Aimé Huber, 1800-1869) の思想的影響を受け、ロットテール式とした。ロットテール式の特徴は、一、異議の出ない品質および数量の商品の引渡 二、現金販売 三、時価主義 四、利用分量に比例した剰餘金の分配にある。フーバーは、シュルツェの協同組合運動に対しては批判的であるよりは、むしろ高く評価したようである。これに反し、国家資金の上に築かれる労働者生産組合を中心としたラサール (Ferdinand Johann Gottlieb Lassalle, 1825-1864) の協同組合運動に対しては、いちじるしく攻撃的であつた。そしてこの両者は、しばしば論争を交えた。当初におけるドイツ消費組合運動の特色は小市民階層のそれであり、イギリスのよう

な労働者階級のものでなかったこと、この点はフーバーの熱心な啓蒙も効がなかった。

(2) cf. Dr. H. Faust, Viktor Aimè Huber, 1952, S. 55.

ついでながら、ラサールが上記の労働者生産組合 (Arbeiter-Produktivgenossenschaften) を多く推奨したのは一八六三年であり、同時に公開状でシェルツェに反対した。他方、後者はその協同組合運動を拡大し、一八六四年には、ベルリンに「自助式ドイツ営利・経済協同組合総連合会」(„Allgemeine Verband der auf Selbsthilfe ruhenden deutschen Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften“) を設立して、その代表者となったのみならず、さらにその最初の消費組合的上部組織として、同年「ブランデムブルグ州消費組合連合会」(„Verband der Konsumvereine in der Provinz Brandenburg“) を設立している。また、フーバーとあいならんでドイツ消費組合運動の啓蒙者であったブファイナー (Dr. Eduard Pfeiffer) は、一八六七年、「ドイツ消費組合連合会」(„Verband deutscher Konsumvereine“) をメトワットガルトに設立した(一八七二年、総連合会へ加盟)。

協同組合の第四の、もう一つの形態は、住宅建築協同組合である。ここでの啓蒙者は、上記のフーバーであった。かれは一八三七年、夙に公開の席上で住宅問題の存在を指摘している。そしてかれの影響の下、ベルリンに最初の「公益建築組合」(„Gemeinnützige Baugesellschaft“) が、一八四八年に設立された。そして最初の住宅建築協同組合の設立は、一八六二年、ハムブルグにおいてであった。そして一八七〇—七一年の普仏戦争後、住宅建築協同組合の設立は盛んとなったが、指導者はシェルツェとライファイゼンの両者であった。³⁾

(3) cf. K. Schmidt, op. cit., S. 22.

三

戦後、西ドイツにおける協同組合運動はどうであろうか。すでに述べたように、その法的基礎となっている法律は一八八九年法である。その法の主な改正は、一九二二年における総代会制の導入、一九二六年における一九二二年法適用範囲の拡張、一九三三年における保証責任制の廃止および債権者の組合員に対する直接的個々の権利侵害可能性を廃止することによる組合員の法的保護の強化、一九三四年における監査連盟に対する組合監査専行権の附与である。これを要するに、すべて戦前における出来事である。戦時中は、法律の改正によらず、行政指導で協同組合運動の戦時体制即応化が試みられた。戦後は、協同組合の非組合員への販売禁止を解除するため、組合法が改正された程度である（一九五四年）。しかし制度改正が問題化していかないわけではないことは、一九五四年にドイツ国法務大臣が、学識経験者から成る審議会を召集したことから明らかである。もちろん、今日まだ改革の結論は生れていないようである。

戦後における注目すべき点は、一九四五年、登録社団法人ドイツ協同組合連合会（シニェルツェリッヂェ）（Deutsche Genossenschaftsverband (Schulze-Delitsch) e. V.）と登録社団法人ドイツ・ライフアイゼン連合会（Deutsche Raiffeisenverband e. V.）の設立である（*シキレもボム*）。前者の会員は一、監査連盟 二、中央金庫 三、信用協同組合 四、協同組合的分割払銀行 五、手工業および商業の商品協同組合 六、生産協同組合 七、その他の協同組合（例えば、印刷出版協同組合・電気動力水道協同組合・国内水道協同組合および道路輸送協同組合）である。後者の会員は、一、中核的取引機関（*Zentral geschäftsstellen*） 二、貯蓄貸付金庫 三、商品協

同組合 四、施設協同組合である。いずれの連合会も演ずる役割は、わが国の全国中小企業等協同組合中央会または全国農業協同組合中央会のそれに近い。

なお、両者の下部組織としては、前者においては、一〇の地域別協同組合連合会 (regionale Genosschaften) がその傘下に六九六の庶民銀行 (組合員数六四万二千) ・約一千二百の商品協同組合 (同約二〇万) および四八の分割払銀行 (同七千七百) をもち、五の中枢的協同組合連合会 (zentrale Genosschaften) が六九の交通協同組合 (同一万八千) ・二三三のエデカ協同組合 (同三万五千) ・九六のレーヴェ協同組合 (同一万二千) ・一六の鉄道貯蓄貸付金庫 (同四七万一千) および二〇の郵便貯蓄貸付金庫 (同二五万九千) をその傘下にもっている (一九五五年末現在)¹⁾。後者の下部組織としては、一二の州協同組合連合会 (Landesgenossenschaftsverbände) が、図二に示す七七のセンターをその傘下にもつ。他方、第二の下部組織は一〇の業務別センターで、その傘下に単位組合と地方連合会が入る。業務別センターは、図二に示す最高機関八 (ドイツ協同組合金庫を除く) とバイヤン州経済銀行 (Bayerische Landwirtschaftsbank e. G. m. b. H.) とライントイセン印刷有限会社 (Raiffeisendruckeri G. m. b. H.) とである (一九五五年末現在)²⁾。

1) cf. Jahrbuch des Deutschen Genossenschaftsverbandes für 1955, XLVII Jahrgang, 1956.

2) cf. Jahrbuch des Deutschen Raiffeisenverbandes e. V., VIII Jahrgang 1955, 1956.

一九四九年には、ドイツ協同組合金庫法によって、協同組合制度促進のための公法的施設としての、中央銀行であるドイツ協同組合金庫 (Deutsche Genossenschaftskasse) が、フランクフルトに設立された。

制度上、戦争被害の甚大であったのは消費協同組合で、戦時中その運動は禁止されたのみならず、単位組合も連

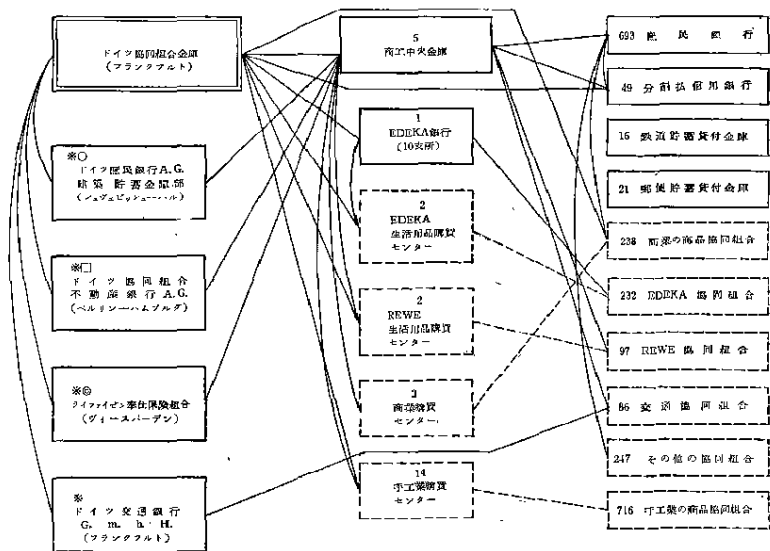
合会も中樞機関も強制的に改編された。戦後は旧に復したのみならず、一九四八年には、新たに強力な中樞機関として、ドイツ消費組合中央連合会 (Zentralverband Deutscher Konsumgenossenschaften) が設立されたし、消費組合と労働組合との共同銀行がベルリン外六都市に設立された (一九五三年)。また、損害保険・生命保険等を専管する協同組合的機構も生れた。

さて、戦後の協同組合運動を詳述するに十分な紙面がないので、われわれはその特徴を指摘するにとどめる。まず、便宜のため、ドイツ協同組合金庫が作成した図を若干改修し、分割したものを掲げる (一九五六年一月一日現在)。

第一、図一ないし三を通覧して、われわれはまず、協同組合の活動に対する上部金融機構が分業的に整備していることに気づく。すなわち、あらゆる協同組合に対する金融上の中樞機関は、既述のように、ドイツ協同組合金庫 (Deutsche Genossenschaftskasse) である。その所在地は西独の政治上の中心地ボンでなく、経済的中心地の一つであるフランクフルトである。もちろん、将来東西両ドイツ統一の暁には、ベルリンへ移転することであろう。

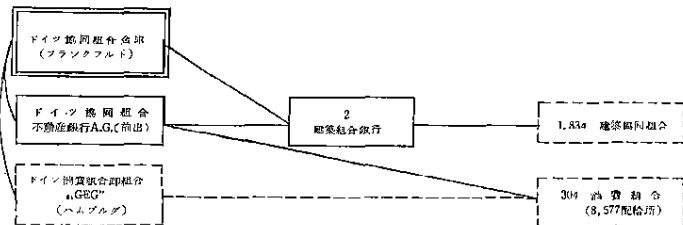
当金庫は、一九四九年の「ドイツ協同組合金庫法」に基づき設立された。一九五五年度 (暦年) 事業報告書によると、資本金は、前年度末の九三三・九万DMから一、〇六五・五万DMと増加した。出資者別にみると、ドイツ国一〇〇万DM (九・四%)、州三〇九万DM (二九・〇%)、協同組合五三五・五万DM (五〇・三%) およびその他の法人 (その構成員のうちに協同組合が入っている) 一二二万DM (一一・三%) となる。主要運用資金源は、預り金一億四千八百万DMと長期借入金三億五千五百万DMであり、主要使途は、農業中央銀行貸付残高二千二百万DM・受取手形八千一百万DM・有価証券一千五百万DM・預け金一億二千六百万DM・長期貸付三億五千三百

図1 商工業関係



- (註) 1. 一資金流通 …商品流通 □ 信用協同組合およびその上級金融機関
 □ 商品、経営その他の協同組合
 2. ※…ドイツ協同組合金庫の投資先
 3. ○…業務の半は商工業関係, 他は農業関係
 □…業務は商工・農・建築および消費組合関係にわたる
 ◎業務の半は農業関係, 他は商工業関係

図3 建築および消費組合関係



- (註) 図1に同じ。

万DMおよび投資一千六百万DMである。そして貸借対照表総計は六億二千六百万DMで、前年度に比し一四・三%増である。

ドイツ協同組合金庫につづき、分業的に金融の最高機構を形成しているのが、ドイツ庶民銀行建築貯蓄金庫部・ドイツ協同組合不動産銀行・ライプハイゼン奉仕保険組合・農機具金融株式会社およびドイツ交通銀行である。これらは法律の規定に基づいて設立されたのでなく、ドイツ協同組合金庫がその使命を達成するに当り、これを分業的に補足せしめるために設立した傘下の上部機構である。それだけに、適当とする企業形態をとっている。すなわち、五機関のうち、三つは株式会社であり、他は有限会社と民法上の組合それぞれである。

単位組合と直接の交渉をもつ上位機関が、商工業・農業・建築および消費の四部門に分立するのは、当然である。このうち、金融業務に専念するものは、消費部門を除く他の三部門にみられる。いずれもドイツ協同組合金庫を親銀行とするとともに、それぞれ必要な上位機関をもっている。そしてかれらは、下位の単位組合と預金および融資取引を行うとともに、金融以外の他の業務を管む最高機関とも金融取引をもつ。上位の金融機関は、最高の金融的その他の機関がそれぞれであるのに反し、地域別に同種のものが分立する。最下位機関は、各種の単位組合である。

第二、単位組合が業務態別に分立するのはやむを得ないが、金融関係の組合において、商工業関係のものがシユルツェーデーリツチエ式、農業関係のものがライプハイゼン式であることは、注意されねばならぬ。すなわち、既述の、ドイツ協同組合運動の発祥期にみられたシユルツェとライプハイゼンの協同組合理念ないし指導上の対立が、今日なお生きているのであり、また伝統化している。この結果は、上記のように、中央会的最高指導機関が、

二つ分立せざるを得ないのである。ドイツ協同組合連合会（シュルツェーデーリッテュ）とドイツ・ライプハイゼン連合会の対立は、単に指導対象の相異に由来するのではなく、それ以上の根拠があることは、「シュルツェーデーリッテュ」または「ライプハイゼン」をその名称のうちに表示することが明らかにしている。

商工業関係の信用組合は、庶民銀行（Volksbanken）と名乗る。金融業務を単営する。これに対し、農業関係の信用組合は、ライプハイゼンの指導のまま、依然貯蓄貸付金庫（Spar- und Darlehnskasse）を名乗る。そしてその約八二%が、金融業務以外の他種業務をも兼営する。後者は元米無出資・経費賦課主義であるが、現行協同組合法がこれを許さないため、申訳程度の少額出資を徴している。また教区程度で分立する結果、庶民銀行数の約七〇〇に対し、約一万一千の多数をかぞえる。そして組合員数は、前者の六三一、〇二一名に対し、一、六九二、〇〇〇名であるから、一組合当り平均、前者は八七七名、後者は一五五名である（一九五五年末）。

(3) 前出二連合会の一九五五年度報告書に拠る。

ついでながら、庶民銀行の職業別組合員数は、次頁の表一のとおりである。

(4) cf. Jahrbuch des Deutschen Genossenschaftsverbandes für 1955, 1956.

第三、単位金融機関としては、前記の庶民銀行および貯蓄貸付金庫以外に、分割払信用銀行・郵便貯蓄貸付組合および鉄道貯蓄貸付組合がある。後二者は、いうまでもなく、郵便または鉄道を職域とする人々の地域別信用組合である。前者、すなわち、分割払信用銀行は、商工業者の月賦販売のための金融を掌る。かれらは、商工業中央金庫および庶民銀行と金融取引があるのみでなく、さらに、ドイツ協同組合金庫とも直接取引を行う。ついでながら、後者が直接取引関係をもつ単位組合は、月賦払信用銀行と商業の商品協同組合だけである。

表1 庶民銀行の職業別組合員分布
(1955.12.31現在)

職 業 部 門	組合員数	百分比
自 営 手 工 業 者	127,466	20.7
自 営 商 人 お よ び 従 業 員	125,573	19.8
工 場 経 営 者	15,776	2.5
自 作 農 場 主 小 作 人	69,412	11.0
工 場 職 員 勞 働 者	73,199	11.5
官 公 吏	126,835	20.0
自 由 職 業 関 係 者 他	39,754	6.2
そ の 他	53,006	8.3
計	631,021	100.0

師鍛冶職關係の組合である。小売部門の組合数四七四、手工業部門六五八、その他八六、計一、二一八（一九五五年十二月三十一日現在）。なお、食料品小売關係では、エデカ (EDEKA) とレーヴェ (REWE) の二系統が対立している。

生産組合数は一〇一、配達組合 (Lieferungsgenossenschaften) 数は一七。

第五、農業部門では、最高位機關も上位機關も単位組合も、図二に明らかのように、取扱品種別組合が分立しているとともに、これらのうちで上位機關は、資金取引的には農業中央金庫一本あるのみである。これに対し、単位

第四、原材料等の共同購入や製品等の共同販売を行う組合または生産組合等の商品協同組合のうち、商業關係のものは、資金的には庶民銀行・商業中央金庫・ドイツ協同組合金庫という組合金融系列の下にあるが、手工業關係のものはそうでない。これがなかに起因するか、その事情は目下のところ詳らかでない。

ドイツ協同組合連合会 (シニルツェーデーリツチェ) の一九五五年度報告によると、共同購入組合のうちで多いのは、食料品小売の三二八とパンおよび菓子製造販売の二〇九である。一組合当り平均組合員数は、小売部門では、一五〇名ないし二〇〇名の組合が多いが、医師歯科医療關係の組合の一、二二五名、靴商組合の五二五名もある。手工業部門では一三〇ないし二三〇名程度の組合が多く、最も多いのは三七五名の錠前

組合は、農業中央金庫と貯蓄貸付金庫と取引している。

第六、建築組合には、かなり多額の国家資金が流れている。

第七、消費組合の卸機関である「GEG」は、ロマンの有限責任卸協同組合(Co-operative Wholesale Society, Ltd.)とともに、世界最大の規模である。これに次ぐものは、ストックホルムやコペンハーゲンに見出される。

第七、監査連盟(Prüfungsverband)による組合自主監査制度の発達は、注意されねばならない。また、手工業部門では、協同組合運動とともに、後継技能者養成のため、ギルドを近代化したイヌング(Innung)が発達しているし、これを補強する手工業登録制(Handwerkrolle)が実施されていることも忘れてはべきである。

(5) 拙稿「西独手工業の団結」(商工組合中央金庫編纂「商工会報」近刊号)参照。